

第51回 埼玉県消費者大会 報告集

2015年 9月25日（金） 埼玉会館

～平和で安心してくらせる社会のために、行動する消費者になろう～

主催者あいさつ

実行委員長 廣田美子（さいたま市消費者団体連絡会代表）



昨年の第50回大会は、50年の歴史をふりかえる大会となりました。その歩みからは、一人ひとりの力は微力でも、学習し、考え、行動することで少しずつ世の中を変えることができることを確信しました。今年は戦後70年の節目の年です。70年間日本が戦争に巻き込まれず平和に過ごせてきたことが、現在の私たちの生活を支えています。平和だからこそ健康で安心なくらしを守ることができたのです。他にも、高齢者の

消費者被害を防ぐ見守り、災害の問題など、考えなくてはいけないことが山積みです。この大会を、50年の歩みを確信に、あらたな一歩を踏み出す大会にしていきましょう。一人ひとりの力は小さくとも、今日参加くださった皆さんが地域にもどり、その輪をひろげることで、大きな力になります。今こそ、皆で力を合わせ行動していきましょう。

来賓あいさつ

塩川 修（埼玉県副知事）



最初に、埼玉県を取り巻く消費者被害の現状と、埼玉県の取り組みについてお話されました。その中で消費者への期待として「高齢者の被害を防止し、救済するためには、行政だけでなく、地域社会全体で見守ることが必要です。日頃から、消費者問題に向き合っている皆さんの見守りをおして、消費者被害の根絶に向けた協力をいただきたい」と述べられました。最後に、

「大会をとおして、日々の消費生活の中で、自ら考え行動する力を高めとともに、各団体の活動の連携がすすむことを心から祈念します」と、あいさつを締めくくられました。

オープニング 平和を考える朗読

「字のない葉書」 斉藤とも子さん



オープニングでは、斉藤とも子さんによる、向田邦子さんの「字のない葉書」の朗読をおこないました。今年は、被爆から70年、終戦から70年の節目の年にあたることから、平和について考える機会にしたいと、実行委員会で話し合い、実現しました。参加者からは「心にしました。親子が一緒にいられる幸せ、食べ物が充分にある幸せ、平和であることに感謝します」などの感想が寄せられました。



「一步ふみだせば、何かが変わる」と題して、くらしの中でおこっている様々な問題、特に超高齢化社会の問題を中心に話をいただきました。最後に私たちが、今やらなければいけないこと、身近なところで「できること」について、話をいただきました。報告書では、講演内容を抜粋して掲載いたします。

平和を保ち、生活を豊かに、新しい日本の地域社会をつくりあげる

昭和20年の平均寿命は男性23.9歳、女性37.5歳。これは戦争で1年間に200万人が亡くなったためです。平均寿命が伸び、長生きする人が人口の大半になってきたのは、戦後70年にわたる平和、社会保障の充実などで社会が豊かになったことが大きな理由です。この2つがなければ長寿は達成できません。私たちは人生90年、100年と言われる長い命を大切にして、戦後100年を祝えるように平和を保ち、生活を豊かに、新しい日本の地域社会をつくりあげていかなくてはなりません。

人生100歳時代のトップランナーとして、お任せ民主主義から当事者民主主義へ

長生き人生の時代は、たくさんの課題があります。100歳まで生きる文化は世界に今はありません。日本がトップランナーです。80歳の生き方のモデルは、今はありません。今の高齢者は初めての経験をしています。定年は延長されていますが、70歳の働き方を政府は提示してくれません。任せていてはだめだと言うことです。要求することはしっかりとしながら、私たちがお任せ民主主義から、当事者民主主義になっていかなければなりません。高齢者が生活していくには、小学校区・中学校区単位で支え合っていく仕組みが必要です。すでに、認知症カフェ、介護カフェなど、助け合いの仕組みをつくる流れが、さざ波のようですが、動き始めているのを感じています。豊かな人生100年社会を目指して戸惑いながらも、みんなで少しずつの力を出し合っていきましょう。

変化の事実をしっかりと掴み、認めることが必要

70歳以上からの消費者被害の相談は20万件を超えています。詐欺などは前年より150%~160%に増えています。こうした変化に対応するには、変化の事実をしっかりと掴み、認めることが必要です。たとえば65歳以上の世帯分類で見ると、今から30年前の1980年には、65歳以上の約50%が親子3世代世帯の中で暮らしていました。いまは、これが12%になっています。一番多い世帯は、高齢者夫婦のみ世帯で31.1%、次に1人暮らし世帯が25.6%、4軒に1軒が1人暮らしです。次が年老いた親と未婚の子ども世帯が20%。家族の形があつという間に変わってしまいました。被害にあいやすい世代の人たちが1人暮らし、老夫婦世帯になっています。頼れる人がいるかと言うと、男性の1人暮らしでは20%が誰も頼れる人はいないと言っています。また、相談できる人がいるかでは、子どものいない世帯では、男性は5.7%だけです。これだけを見ると、消費者被害は男性が多いのではと思いますが、そうではなく男女に関わらず被害にあっています。見えてくるのは、人間関係の貧しさです。なぜ、子ども・孫に直接電話をかけないのか。事前に話し合いをしておかないのか。話し合いができないほど、家族関係が貧しいのかと思ってしまう。

地域で支え合う仕組みをつくらなければいけない

そこで重要になってくるのが、地域で活動している皆さんです。ご存知のとおり、消費者安全法の改正によって、消費生活相談員、協力員、協力団体を増やし、地域の中で相談を受付、いつでも相談にできる体制づくりをすすめることになりました。その中核になるのが今日集まっている皆さんです。騙す側は日進月歩、情報を交換しながらやってきます。高齢者のささやかな財産を守るために、協力員、協力団体として地域でつながりを持ち、情報を交換しながら被害を防止していくことが、今、私たちにできることではないかと思います。

基調・埼玉県への要請報告

大会事務局長 岩岡 宏保（埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事）

4月から、6回におよぶ実行委員会の中で確認してきた今大会の基調と、埼玉県への要請書の概要について報告をおこないました。



「消費者運動は、憲法に謳われている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重などを大切にする憲法を活かす取り組みと言えます。普段の暮らしに関わることにについて、ひとり一人が自ら行動することが求められています」と今大会のスローガンに込めた想いについてまず報告し、平和、食の安全、暮らし、教育、貧困、社会保障、東日本大震災復興支援、原発、環境などの私たちを取り巻く情勢について述べました。

基調を受けた埼玉県への要請書については、新たに加えた要請項目、今年重要となる項目を中心にスライドを交えて説明しました。来年より始ま

る電力小売自由化に関しては、ポイントをわかりやすく県民に知らせること、社会保障に関しては、介護保険の新しい総合事業への移行にともない、受けられていたサービスが継続して受けられること、市町村によるサービスの格差が発生しないように県からの情報提供、指導をおこなうこと、消費者問題では、消費者教育推進法にもとづく体系的・効率的な推進をおこなうこと、高齢者福祉と消費者被害防止に結びつく、地域の見守りネットワークの構築などを要請することを報告しました。

食



「今、消費者として知っておきたい“食”のこと」

機能性表示食品制度、食品ロス

助言者：鬼武一夫さん（日生協 安全政策推進部 部長）

永田信雄さん（埼玉県労働者福祉協議会）

報告者：小池和明さん（ＪＡ埼玉県中央会 地域振興部長）

機能性表示食品制度新しく始まった制度の概要と、特定保健用食品（トクホ）との違いについてお話を伺いました。トクホは国が認可した食品ですが、機能性表示食品は消費者庁へ届け出ただけで、事業者の責任において表示できる点が大きな違いです。サブ

リメント・加工食品・生鮮食品など全ての食品が対象となります。また、CMや商品パッケージの見方については、様々な事例をもとに消費者が商品を選ぶ際に気を付けるポイントを教えていただきました。消費者は誇大な表現に惑わされずに“選ぶ力”をつけることが大切で、CMを鵜呑みにして買わないことが重要。そしてパッケージの表示をよく見るようにしましょう。何よりも大切なのは、バランスの良い食事と適度な運動です。

フードバンク『「もったいない」から「ありがとう」へ』というキャッチフレーズがあります。廃棄してしまう予定の食品も、使い方によっては命をつなぐことができ、生活を維持できるようになる人がいると知ってフードバンクの活動に参加しました。最初は東日本大震災への支援のため、埼玉労福協の事業として取り組みました。現在は、ラベルがずれていて流通に乗らないもの、季節商品、賞味期限の残りが短いものなどを、貧困対策に取り組む団体や社会福祉施設へ提供しています。また、「フードドライブ」というイベントを開催することで家庭や職場で余っている食品を集めて“食品の架け橋”となる活動もしています。ご協力いただける方はご連絡ください（詳しいお問い合わせは、埼玉労福協 048-833-8731 まで）。

地域におけるＪＡの果たしている役割ＪＡは生産者向けの事業だけでなく、地域の活性化への貢献としていろいろな事業を展開しています。

消費者問題



「未然に防ごう 消費者被害！」～かるたで学ぶ悪質商法～

助言者：江森昌子さん（埼玉県消費生活支援センター相談担当部長）
：消費生活相談員（埼玉県消費生活コンサルタントの会）

消費生活支援センター部長

埼玉県内の 2014 年度消費生活相談の状況について報告いただきました。相談総数は 50,900 件で前年度比では 0.3% 増ですが、高齢者の相談が依然として多くなっています。在宅率が高いために訪問販売、電話勧誘販売の被害に遭いやすいと考えられます。全体ではデジタルコンテンツに関する相談が増加しており、特に 29 歳以下では最多でした。有料の認識がないままワンクリックで登録し料金を請求される被害は、スマートフォン利用者の増加により、更に増えています。被害に遭った時は、なるべく早く消費生活支援センターなどに相談するようにしてください。



埼玉県消費生活コンサルタントの会の皆さん

悪質商法の手口を紹介した「未然かるた」を使って、最新の相談情報と会場の参加者からの体験談も交えながら被害を未然に防ぐ方法を学びました。家屋点検、廃品回収、無料商法、次々販売、不意打ち販売や個人情報漏えいを騙る、損害を取り戻せると持ちかける詐欺の手口などにつ

いて、実際の相談事例を基にアドバイスいただきました。被害を未然に防ぐポイントとして「公的機関から電話で問合せすることはない」「支払う前に家族や窓口に相談する」「地域での見守りが大切」「電話勧誘・訪問購入はクーリングオフできる」「はっきり断る」「すぐ電話を切る」「契約内容はよく聞く」。他に最近増えている相談として、初回無料で申し込んだら継続購入だった通販、安くならないプロバイダー契約などの事例紹介がありました。

社会保障

「どう変わる 身近な社会保障」

～医療・介護保険の現状と今後を学びましょう～

助言者：川嶋芳男さん（埼玉県社会保障推進協議会事務局長）



憲法 25 条により生存権が保障され、健康で文化的な生活を営むために必要な年金や公的医療保険等の制度があります。所得の保障と医療や障害福祉など対人サービス（現物給付）する制度があり、医療では国の責任で国民健康保険などが運営されています。戦後抜本的な改正が行われ、保険証 1 枚あれば「いつでも、どこでも、だれでも」医療が受けられる制度になりました。いのちを守るため

に、基本的にお金の心配がなく医療が受けられるすばらしい制度となっています。ところが最近では連続する法令改正などにより危うくなっています。自己負担増と保険適用外の医薬品や手術などが拡大されようとしています。市町村が運営する国保の運営では 2018 年から県が加わることになり、保険料のアップや徴収強化が懸念されています。また、入院給食代の値上げ、紹介状なし大病院受診時定額自己負担、患者申出療養制度という保険外診療の拡大、後期高齢者医療の特例軽減の廃止などが来年から順次実施される事が決まっています。これらはまだ多くの方はご存じないかもしれません。施行から 15 年の介護保険でも、保険料値上げ、予防給付の見直し、所得一定以上の利用者の負担増、特養の対象を要介護 3～5 に限定するなど、利用者負担増と対象者を狭める方向になっています。介護保険料は 2025 年には 8,200 円になるといわれ、病院急性期病床を削減し療養病床を増やし「医療から介護へ」の誘導が強まろうとしています。しかし特養ホームの不足によって「介護難民」の懸念が強まっています。また、在宅を支えるための地域包括ケアを構築するとしています。民間業者任せでは限界があるでしょう。こうした「国民皆保険の解体」は、民間生命保険業界や医薬品業界などからみれば市場の拡大となるわけで、経済成長戦略を掲げる政府の方針と一致する流れとも言えます。社会保障の市場化には反対です。国には国民のいのちを守る責任があります。生活に困ったらみんなと相談するなど、大いに声を出していきましょう。

くらしのテーマ 遺言・相続・後見



佐さんは「自分が遺言を書いた理由」について話され、遺言・相続とはなにかを自分を例に話されました。中田さんは後見制度について、NPO 法人市民後見センターさいたまの活動事例を交えながら話されました。その後、6 グループにわかれて互いの問題意識を交流し、助言者に聞いてみたいことを出し合いました。グループでの話し合いには、助言者の2人も参加いただきました。「財産があってもなくとも遺言は書いておいた方が良いのか」「相続の前に、ひとり暮らしになった時が心配、後見制度はいつ頃から頼めば良いのか」など身近な問題について話し合いがおこなわれました。最後にテーブルからの質問に応えるかたちで、助言者からアドバイスをいただきました。岩佐さんからは「遺言の書き方は様々、遺言があるがための争いもある。遺言は、どうするかの手段。遺言があれば良いわけではなく道具です。自分のこれからの



知っていますか？ 遺言、相続、後見制度・・・

-しゃべり場-

助言者：岩佐博行さん（司法書士法人あすかフロンティア事務所）
中田均さん（NPO 法人市民後見センターさいたま）

身近な問題でありながら、誰に聞いて良いかわからない「遺言・相続・後見制度」について、参加者が声を出しながら、考えていくことのできる参加型の分科会を実施しました。

まず助言者の方から、グループでの話し合いに入るにあたり、ポイントとなる部分をそれぞれ短時間で説明いただきました。岩佐さんは「自分の元気なうちに、後見を頼みたい団体に参加して、どうくらししていきたいかを組み立てることが大切です。自分自身の人生を安心できる人たちと、一緒につくりあげていくようにしましょう」とお話をいただきました。

くらしのテーマ 法律・憲法カフェ



法律・憲法カフェ

-くらしと憲法って何か関係あるの？-

助言者：明日の自由と平和を守る若手弁護士の会
赤羽悠一弁護士、黒澤瑞希弁護士

クッキーとコーヒー・紅茶を飲みながら法律・憲法について学ぶ法律・憲法カフェを開催。「あすわか」こと「明日の自由と平和を守る若手弁護士の会」のお二人の弁護士を講師に学びました。前半は赤羽弁護士から「憲法ってなあに」をテーマに、立憲主義についてスライドの紙芝居を使って説明いただきました。立憲主義とは、国民の自由・人権を守るために国民が定めた憲法によって国家権力を縛るという考え方で、もともとは王様をしる法が

憲法のはじまりと説明。次に、憲法をとりまく状況の一つとして自民党憲法改正草案の中味に触れながら、改憲の必要性の有無や、国民投票法の内容について詳しく解説をおこないました。

後半は黒澤弁護士から、先日成立した安保法制を例にとり、憲法解釈を内閣の判断で変更することの意味合い、そうなると立憲主義がどうになってしまうのかについて説明をいただきました。その後、2つのグループに分かれて、話を聞いての感想交流や、私たちができることについて話し合いました。その中では「憲法を身近に考える機会を大切にしたい」などの意見がありました。

埼玉県民のみなさんへのアピール

「平和で安心してらせる社会のために 行動する消費者になろう」をスローガンに、第51回埼玉県消費者大会を開催しました。

昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、立憲主義に反するものであり、憲法の最高法規性を踏みにじるものと考えます。国会では、他国軍を後方支援する「国際平和支援法案」と、自衛隊法など既存の10の法律を一括して改定する「平和安全法整備法案」という2つの「戦争法案」が可決されました。こうした情勢の中、消費者として学習を深め、行動することが求められているのではないのでしょうか。

食の安全・安心は、引き続き、消費者の大切な願いです。食料自給率は、カロリーベースで現状39%、目標は50%から45%に引き下げられ、「量の確保」に不安を感じます。また、4月には新たに始まった機能性表示食品の制度も含め、新しい食品表示法がスタートしました。心配も含めた意見要望が出されています。

非正規雇用の増大、税金・社会保険料の増加、医療・介護、年金等の社会保障の抑制などの中、国民の所得は20年間下がり続け、消費税率10%の議論もあり、多くの国民が日常や将来に不安を抱いています。誰もが安心してらせる社会保障の充実と消費者のくらしが最優先される社会が求められています。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援、県内での取り組みを継続していきましょう。多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。また、地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネルギー・再生可能エネルギーを一層、進めていきましょう。

消費者被害を防ぐために、消費者安全法などが一部改正され、「消費生活協力員」「消費生活協力団体」の育成・確保が盛り込まれました。地域での見守りネットワーク構築に消費者団体としても役割を発揮していきましょう。

食の安全、消費者被害の防止、平和などの消費者・生活者としてふだんのくらしに関わることについて、ひとり一人が、自ら出来る手段や方法で行動を起こしていくことを大切にしていきたいでしょう。

2015年9月25日 第51回埼玉県消費者大会

《主催：第51回埼玉県消費者大会実行委員会 参加25団体》

埼玉県地域婦人会連合会／新日本婦人の会埼玉県本部／埼玉県生活協同組合連合会／埼玉母親大会連絡会／埼玉公団住宅自治会協議会／さいたま市消費者団体連絡会／コーペル／生活協同組合コープみらい／生活協同組合パルシステム埼玉／医療生協さいたま生活協同組合／さいたま住宅生活協同組合／埼玉県労働者共済生活協同組合／JA 埼玉県女性組織協議会／埼玉県農民運動連合会／NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会／埼玉県消費生活コンサルタントの会／春日部市くらしの会／加須市くらしの会／久喜市くらしの会／志木市くらしの会／白岡市くらしの会／越谷市消費生活研究会／所沢市消費者団体連絡会／埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会／桶川市くらしの会

事務局 埼玉県消費者団体連絡会
発行 第51回埼玉県消費者大会